

関越自動車道（東京都練馬区大泉～東京都練馬区大泉区間）（大泉ジャンクション）の建設事業に伴う工事等の施行に関する細目協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社関東支社長（以下「乙」という。）とは、平成24年5月10日付けで締結した「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第4条の規定に基づき、工事及び工事に係る調査・設計・測量（以下「工事等」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、工事等の費用負担区分及び施行区分等について必要な事項を定め、その適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、工事等の施行にあたり、相互に協力するものとする。

（適用範囲）

第3条 本協定の適用範囲は、別添図1に示すとおりとする。

（工事等の費用負担区分）

第4条 工事等の費用負担区分については、基本協定書第4条第1項に基づくものとし、その詳細は、別添図2－（1）～（4）に示すとおりとする。

（工事等の施行区分）

第5条 工事等の施行区分は、別添図2－（1）～（4）に示すとおりとする。

2 前項の施行区分により受委託が発生する場合は、甲乙協議のうえ、受委託協定を締結するものとする。

（関係機関との協議）

第6条 工事等の施行に伴う関係機関や地元との協議については、原則として第5条第1項に規定する施行区分により実施するものとし、必要に応じて甲及び乙が協力して実施するものとする。

（苦情等の処理）

第7条 工事等の施行に伴う第三者からの苦情等については、原則として第5条第1項に規定する施行区分により処理するものとし、これにより難しい場合は、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

(損害の負担)

第8条 工事等の施行に伴い生じた損害の負担については、それぞれの責に帰する場合を除き、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本協定に定める事務が完了する日までとする。

(協定の変更)

第10条 本協定の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、変更するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成**25**年 **2**月**14**日

甲 国土交通省
関東地方整備局長

森北 佳昭



乙 東日本高速道路株式会社
関東支社長

遠藤 元一

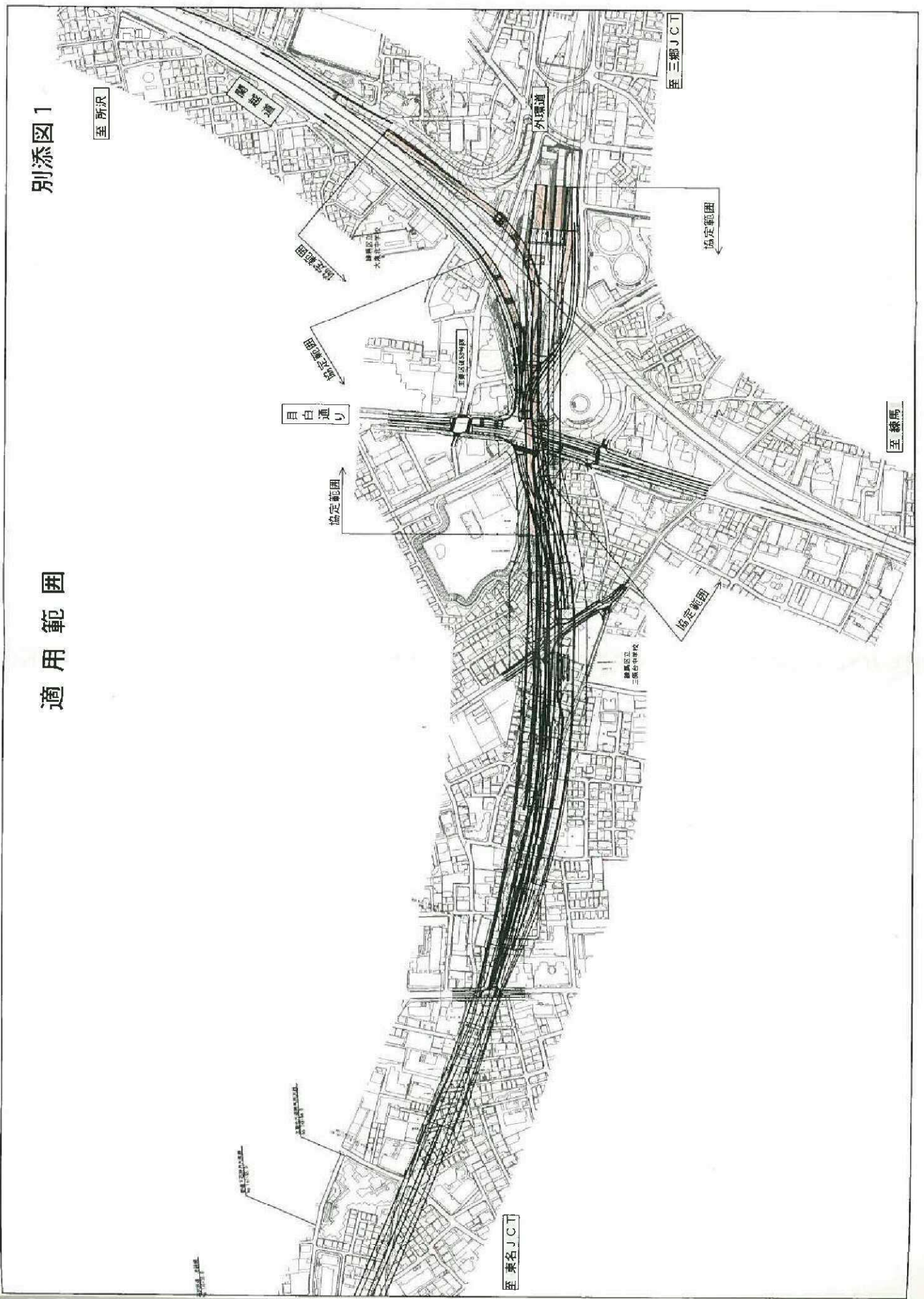


国土交通省 登記簿
第1467380

至 東名

別添図1

適用範囲図



る。

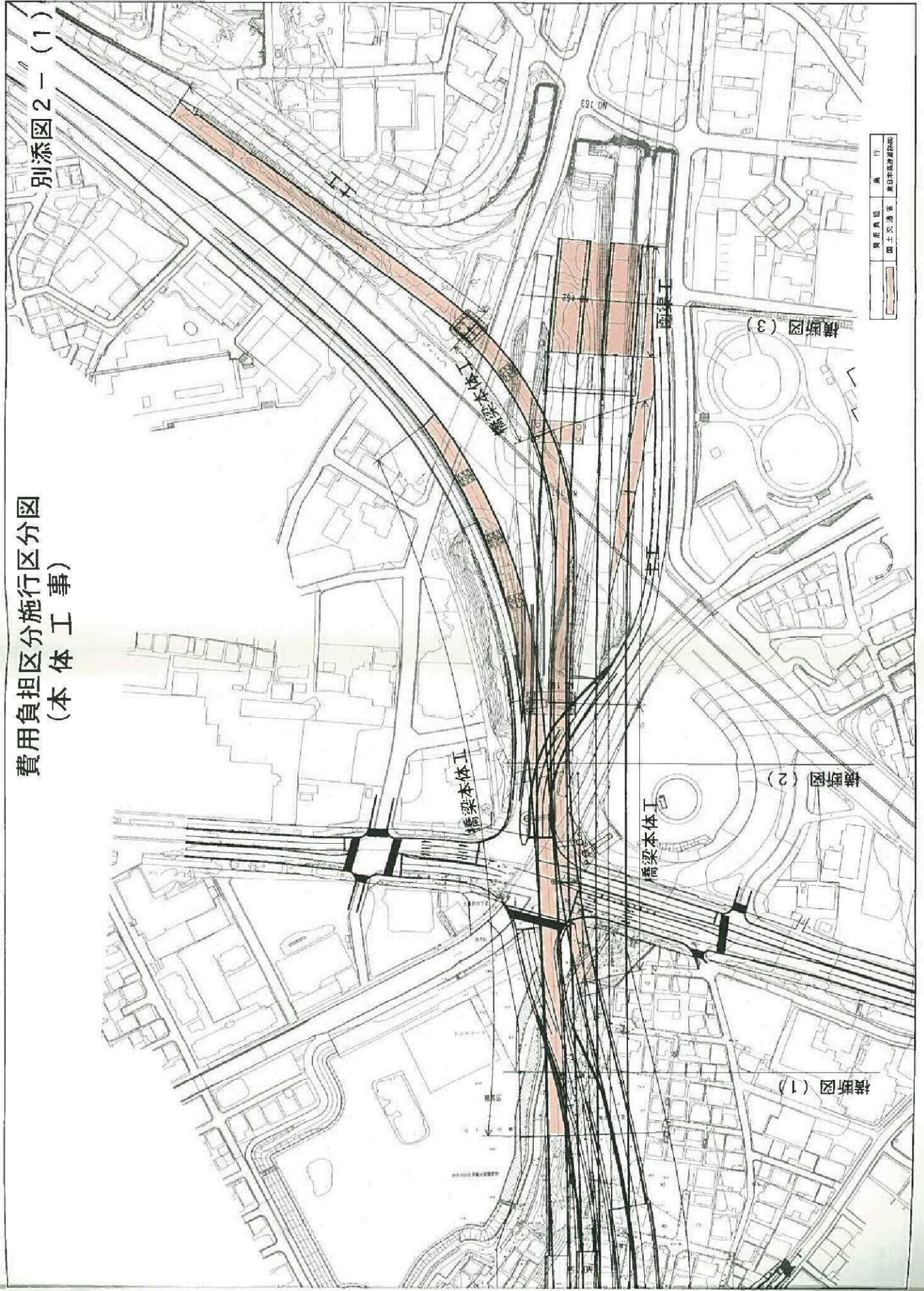
る。

定。



費用負担区分施行区分図
(本体工事)

別添図2-1 (1)



追加工事	追加本体工事
追加工事	追加本体工事

追加図 (1)

追加図 (2)

追加図 (3)

追加本体工事

追加本体工事

追加本体工事

追加工事

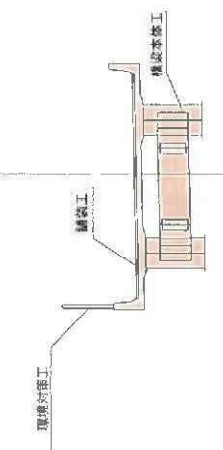
追加工事

横断図(1)

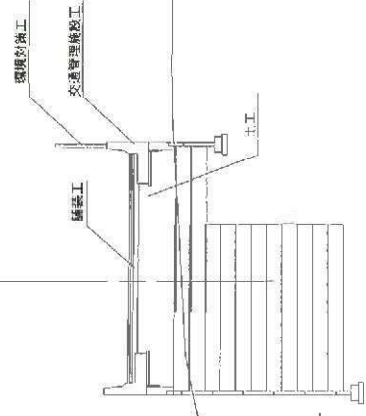
別添図2-(2)

S=1:100

F-NO 6453 8897

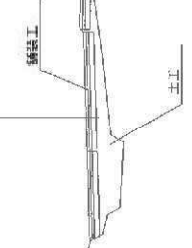


B-NO 5488 5141



目白 OFF
NO.1112 2971

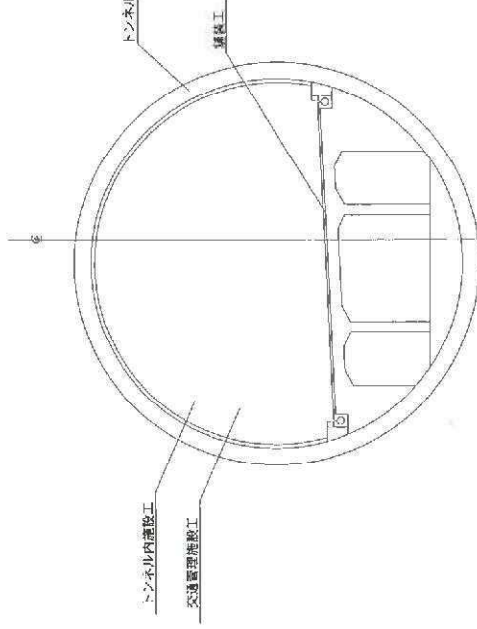
目白 ON
NO.1113 3721



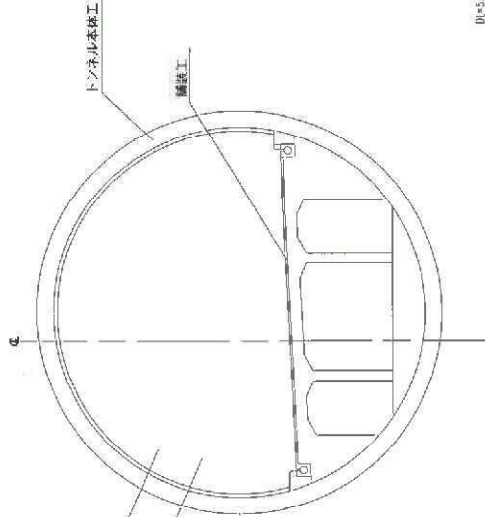
凡 例

費用負担	施行
国土交通省	東日本高速道路株式会社

北行き-NO.158+00 0000




南行き-NO.168+02 2391



横断面 (3)

別添図 2 - (4)

凡例

凡例	費用負担	施行
	国土交通省	東日本橋梁建設機構

北行き
NO. 162+00

